

令和 2 年度札幌市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度札幌市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 処 理 水 量	348,430,000 立方メートル
(2) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア 管 路 布 設	38,273 メートル
イ ポンプ場建設整備	4 箇所
ウ 処理場建設整備	11 箇所

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	52,290,000 千円
第 1 項 営 業 収 益	40,500,289 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	11,768,338 千円
第 3 項 特 別 利 益	21,373 千円
支 出	
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	50,359,000 千円
第 1 項 営 業 費 用	47,221,533 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	3,014,945 千円
第 3 項 特 別 損 失	92,522 千円
第 4 項 予 備 費	30,000 千円
収 入 支 出 差 引 残 額	1,931,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,371,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	22,218,000千円
第1項	企業債	16,598,000千円
第2項	国庫交付金	4,264,500千円
第3項	一般会計補助金	409,796千円
第4項	負担金	945,704千円
支 出		
第1款	資本的支出	39,589,000千円
第1項	建設改良費	22,758,000千円
第2項	償還金	16,741,000千円
第3項	返還金	70,000千円
第4項	予備費	20,000千円
収入支出差引不足額		17,371,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、別表のとおりと定める。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業費等	16,598,000千円	証券発行又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 (収益的支出) 2,404,603千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成、雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、18,982,395千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち100,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 100,000千円

令和2年(2020年)2月18日提出

札幌市長 秋 元 克 広

別 表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
管 理 運 営 等	令 和 3 年 度	千円 176,000
下 水 道 科 学 館 運 営 管 理	令 和 3 年 度	51,000
庁 舎 等 保 守 管 理	令 和 3 年 度	26,000
下 水 道 管 路 保 全	令 和 3 年 度	1,700,000
下 水 道 管 路 維 持 管 理	令 和 3 年 度	1,500,000
下 水 道 管 路 緊 急 補 修	令 和 3 年 度	1,300,000
汚 泥 等 運 搬	令 和 3 年 度	306,000
汚 泥 等 処 理	令 和 3 年 度	301,000
下 水 汚 泥 処 理 施 設 理 総 括 管	令 和 3 年 度	1,617,000
手 稲 前 田 埋 立 施 設 理 維 持 管	令 和 3 年 度	68,000
埋 設 圧 送 管 路 維 持 管 理	令 和 3 年 度	48,000
マンホールポンプ施設等 維 持 管 理	令 和 3 年 度	52,000
水 処 理 施 設 総 括 管 理	令 和 3 年 度	217,000
厚 別 山 本 地 区 建 設 発 生 土 一 時 堆 積 場 管 理	令 和 3 年 度	43,500

事 項	期 間	限 度 額
公 共 ま す 設 置	令 和 3 年 度	千円 2,160,000
せせらぎ送水管修繕	令 和 3 年 度	50,000
新川処理区下水道移設	令 和 3 年 度	1,378,000
新川水再生プラザ 改 築 そ の 1	令 和 3 年 度	245,000
新川融雪施設増設	令 和 3 年 度	1,170,000
手稲水再生プラザほか 改 築	令 和 3 年 度	680,000
茨戸西部中継ポンプ場 改 築	令 和 3 年 度	963,000
茨戸中部中継ポンプ場 改 築	令 和 3 年 度	975,000
茨戸水再生プラザ改築	令 和 3 年 度	916,000
新川水再生プラザ 改 築 そ の 2	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	2,508,000
西部スラッジセンター 焼却施設運転管理	令 和 3 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	2,416,000
東部スラッジセンター 運 転 管 理	令 和 3 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	1,663,000
西部スラッジセンターほか 改 築	令 和 3 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	8,988,000
拓北水再生プラザ運転管理	令 和 3 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	607,000